第

2148

믉



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 10月 4日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 産業廃棄物税って何?

Q:ニュースを見ていたら、東北の三県で「産業廃棄物税」が導入されると言っていたのですが、これはどういう税金ですか。当社は産廃処理業者ではないのですが、影響がありますか。

A:産業廃棄物税とは、地方税の一種で、 産業廃棄物1トンあたり1000円程度の税 金を徴収して、環境対策などの財源にしよう とするものです。

## 【解説】

平成14年8月、青森・秋田・岩手の3県は合同で、産業廃棄物税の導入を決めました。

産業廃棄物税とは、産業廃棄物の処理量1 トンにつき1000円ほどの税金をかけるというもので、廃棄物を出した業者が負担すべきものですが、廃棄物処理業者が代わりに納める(特別徴収)ことになっています。

すでに、鳥取・広島・岡山の3県が合同で、 また三重県は単独で、実施しています。島根 県も導入を検討中です。

これらの県では、産業廃棄物税を財源として、ゴミの不法投棄を監視するコストにあてたり、いわゆる「環境にやさしい」事業や設備に対して助成金を出したりしています。

もし御社が製造業などで廃棄物を大量に出 しているということであれば税金を負担する ことになりますが、廃棄物の量を減らす設備 などを導入する場合には逆に助成金を受けら れるということもあります。詳しくは、各県 の環境部などに問い合わせてみてください。







